**転入届・転出届の特例**

マイナンバーカード（個人番号カード）・住民基本台帳カード（以下「マイナンバーカード等」という）の交付を受けている人、及びその人と同一世帯で一緒に転出する人は、「転入届の特例」が適用されます。

　「特例の適用」は、転出届の際に紙の転出証明書交付が省略され、代わりにマイナンバーカード等を新住所地の窓口にお持ちになって手続きを行うこととなります。

　詳しい要件及び注意点は以下のとおりです。

**転出の場合　適用となる要件**

　　　　　　　１.マイナンバーカード等の交付を受けている人、及びその人と同一世帯で一緒に転出する人であること

　　　　　　　２.交付されているマイナンバーカード等が使用できる状態であること。

　　　　　　　≪注≫有効期限切れ、一時停止等の場合は適用されません。

　　　　　　　３.転出届の提出が転出予定日のおよそ２週間前、もしくは転出後１４日以内であること。（郵送でも可）

**注意点**

　　　　　　　１.転出届を郵送で届出する場合、新しい住所地に住んだ日から１４日を過ぎてから市民課に届いたものは「特例の適用」となりませんので、日にちの余裕をもって郵送してください。

　　　　　　　２.転出届の項目に記入漏れ等不備があると「特例の適用」とならない場合があります。

**転入の場合　適用となる要件**

　　　　　　　１.マイナンバーカード等を窓口に持参していること。  
【取扱窓口】本庁市民課、岩木・相馬支所民生課、ヒロロ総合行政窓口

　　　　　　　２.新しい住所地に住み始めた日から１４日以内の届出であること。

３.転出届の際に申出た転出予定日から３０日以内の届出であること。

**注意点**

１.代理人になることができるのは、マイナンバーカード等の交付を受けている人と同一世帯の人です。

　　　　　　　２.要件２,３の届出期間を過ぎると「特例の適用」を受けられません。この場合、前住所地から発行された紙の転出証明書が必要となります。

　　　　　　　３.手続きにはマイナンバーカード等の暗証番号（パスワード）が必要です。

　　　　　　　代理で手続きする場合は、マイナンバーカード等の交付を受けている人に事前に確認をお願いいたします。